

今回のテーマ： 「みなし配当があった場合の処理」

税務上みなし配当が発生するケースと、その際の発行者側と株主側の処理は、つぎのとおりです。

1. みなし配当が発生するケース

自社または出資先において、つぎの事由により金銭等の交付を受けた場合には、みなし配当が発生する可能性があります。（法24条）

- ・ 合併（適格合併を除く）
- ・ 分割型分割（適格分割型分割を除く）
- ・ 資本の払戻し（資本剰余金の減少をともなう剰余金の配当）
- ・ 自己株式の取得
- ・ 解散による残余財産の分配等

2. 発行者側の処理

みなし配当金額の計算

$$\text{みなし配当金額} = \text{株主に交付した金銭等の額の合計額} - \text{発行者側の資本金等の額（直前の法人税別表5(1)の金額）のうち上記1.の事由により減少した部分}$$

手続き

みなし配当があった場合は、つぎの手続きが必要です。

- ・ 源泉徴収および納付
- ・ 税務官署への支払調書、支払調書合計表の提出（支払確定日又は支払ったから1月以内）と株主への送付

3. 株主側の処理

税務上の規定の適用

通常の配当金と同様です。法人株主の場合、みなし配当金額は受取配当等の益金不算入、源泉徴収された所得税額は所得税額控除の対象となります。また、減少した株式の帳簿価額と、それに対応する発行者側の資本金等の額との差額を、譲渡益又は譲渡損として認識します。

株式の取得価額の修正

1) 新株の取得価額

非適格合併、非適格分割型分割により取得した新株の取得価額は新株式の時価となります。

2) 旧株の取得価額

非適格分割型分割、資本剰余金の減少をともなう剰余金の配当、自己株式の取得が行われた場合には、所有割合の減少分を一定の方法により計算し、帳簿価額を減額する必要があります。

【みなし配当、譲渡損イメージ】

発行者側の 交付金銭等 (2,000)		みなし配当 (800)	譲渡損(500)	株主側の 帳簿価額 (1,700)
		発行者側の 資本金等の額 (1,200)		

お見逃しなく！

旧商法における有償減資をする場合は、資本金の計数の変動と資本剰余金の配当の二つの行為を並行して行うこととなります。